議案第１９２号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成１３年さいたま市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則 １～５　［略］ （端末機を使用する方法による証明書等の交付請求に係る手数料に関する特例） ６　令和９年２月２６日から令和１０年３月３０日までの間、別表第１項第１号中「３５０円」とあるのは「１０円」と、同表第２項及び第６項中「２００円」とあるのは「１０円」とする。	附　則 １～５　［略］ （電子情報処理組織を使用する方法による交付の申請に係る手数料に関する特例） ６　さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例（令和４年さいたま市条例第４７号）の施行の日から令和８年３月３１日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成１８年さいたま市条例第６６号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請（電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。）を行う場合の別表第１項第１号及び第２項に掲げる交付の手数料の額については、さいたま市印鑑条例（平成１３年さいたま市条例第２００号）第１３条第２項に規定する端末機（以下「端

末機」という。）による交付以外の交付を受ける場合の手数料の額から１００円を減じた額とする。

別表（第２条関係）

事務の種類	手数料の額
１　法第１０条第１項及び第１０条の２第１項から第５項まで（これらの規定を法第１２条の２において準用する場合を含む。）、第４８条第１項及び第２項（これらの規定を法第１１７条において準用する場合を含む。）、第１２０条第１項、第１２０条の２第１項、第１２０条の３第１項及び第２項、第１２０条の６第１項並びに第１２６条の規定による戸籍に関する事務	
⑴　戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	１通につき　４５０円（さいたま市印鑑条例（平成１３年さいたま市条例第２００号）第１３条第２項に規定する端末機（以下「端末機」という。）により交付（端末機で交付を受けようとする者が市長の使用に係る電子計算機又は電気通信回線の故障により端末機による交付を受けることができない場合における端末機による交付以外の交付を含む。次項及び第６項において同じ。）を受ける場合については、１通につき３５０円）
⑵～⑹　［略］	［略］
２～８　［略］	

別表（第２条関係）

事務の種類	手数料の額
１　法第１０条第１項及び第１０条の２第１項から第５項まで（これらの規定を法第１２条の２において準用する場合を含む。）、第４８条第１項及び第２項（これらの規定を法第１１７条において準用する場合を含む。）、第１２０条第１項、第１２０条の２第１項、第１２０条の３第１項及び第２項、第１２０条の６第１項並びに第１２６条の規定による戸籍に関する事務	
⑴　戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	１通につき　４５０円（端末機により交付（端末機で交付を受けようとする者が市長の使用に係る電子計算機又は電気通信回線の故障により端末機による交付を受けることができない場合における端末機による交付以外の交付を含む。次項及び第６項において同じ。）を受ける場合については、１通につき３５０円）
⑵～⑹　［略］	［略］
２～８　［略］	

附　則

この条例は、令和９年２月２６日から施行する。